

政令第 号

下水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、下水道法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年十一月一日とする。

## 理由

下水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。